

ソルベンシー規制の国際的動向とEUソルベンシー II

河野年洋*

2004年9月27日投稿

2005年1月20日受理

概要

金融市場のグローバル化を受けて、金融セクター間および保険セクター内での国際的な監督規制の調和化にむけた検討が進められている。この論文では保険者のソルベンシー規制に焦点をあてて、国際的な監督基準策定機関である保険監督者国際機構によるソルベンシー基準策定の検討状況、保険監督の新しい枠組み（案）について述べた上で、それに対応して国際アクチュアリー会が作成した保険者ソルベンシー評価のための国際的枠組みについての報告書の概要を述べる。これらの国際的動向を取り入れつつ進められているEUソルベンシー II では、3つの柱手法の採用、目標資本要件と最低資本要件の明確化、内部モデルの採用などの検討が進められている。ソルベンシー II は、EU 域内 25 カ国のソルベンシー基準の調和およびリスクベース基準への抜本的見直しを図る先端的試みとして、今後の国際的枠組みの在り方に大きな影響を与える可能性がある。

キーワード：ソルベンシー，リスクベース，内部モデル，ソルベンシー II，IAIS

1 保険監督者国際機構

1.1 保険監督者国際機構の活動

保険者のソルベンシー規制は、各国で区々の制度が実施されている（表1，表2参照）が、金融グローバル化の進展により、国際的に共通する基準の策定が求められている。保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors, 略称 IAIS）は、100 を超える国・地域の保険監督機関がメンバーとなっ

ている国際機関で、保険の規制・監督に関する国際基準を策定している。IAIS の大きな課題の一つが資本適合性とソルベンシーに関する基準策定である。また金融セクターを超えた資本規制等の整合性を図るため、バーゼル銀行監督委員会や証券監督者国際機構等とも協力して基準策定にあたっている。

IAIS の定める基準は、銀行の BIS 規制ほど強制的ではないが、監督者の監督ともいわれている金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program, 略称 FSAP）が 1999 年から IMF・世界銀行によって実施

*ニッセイ同和損害保険株式会社 〒104-8556 東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー
email: toshihiro.kawano@nissaydowa.co.jp